

平成22年4月20日

公表された郵政改革に関連する法案骨子の内容について

社団法人 全国信用金庫協会
会長 大前 孝 治

本日、郵政改革法案、日本郵政株式会社法案等の郵政改革に関連する法案の骨子（以下、「法案骨子」という）が公表されました。

これまで私どもは、郵政改革において、ゆうちょ銀行等に政府の関与を残すのであれば、それは「民間企業」ではなく「官業」であり、「官業」は本来民間では提供できないサービス等の補完に徹すべきであると一貫して主張してまいりました。

こうした私どもの主張にもかかわらず、法案骨子では、郵便事業会社・郵便局会社と合併後の日本郵政株式会社、およびゆうちょ銀行・かんぽ生命の金融2社に対する政府の恒久的な関与のもとで、届出制により新規業務が認められ、しかも一定期間後は届出すら不要になるとしているなど、預入限度額拡大の方針と相まって、民業の圧迫につながる規模と業務の拡大が指向されており、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

とくに、貸出分野への業務拡大については、地域の金融システムを不安定化し、金融市場に歪みを生じかねないことから、今後とも一切認めるわけには参りません。

また、法案骨子では、金融業務について、競争条件の公平性等の観点から有識者で構成される郵政改革推進委員会（仮称）を設置し、その内容をチェックしたうえで政府に意見具申し、政府は勧告等を行うとされておりますが、同委員会における委員の構成、運営方法および意見具申や政府勧告等のゆうちょ銀行に対する実効性など、民業圧迫に関する公正、中立な監視機能が確保されるかどうか、極めて不透明であります。

私ども信用金庫業界としては、真に公正、中立な第三者による委員会の設置と透明な運営、顧客保護態勢等を十分にチェックするための認可制の採用等、民業を圧迫する業務範囲の拡大に有効な歯止めがかけられる厳格な事前審査・監視態勢を整えることが、金融市場の健全な発展、とりわけ地域金融の安定を確保するために必須の要件であると考えます。

今後の慎重な議論・検討と適切な結論を強く期待いたします。

以上